

忠岡町クリーンセンター
基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業

優先交渉権者選定基準書

【たたき台案】

平成30年8月

忠岡町

1. 総則

本優先交渉権者選定基準書は、忠岡町（以下「本町」という。）が、忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を募集・選定するにあたって、プロポーザルに参加しようとする者を対象に配布する募集要項と一体となるものである。

優先交渉権者選定基準は、民間事業者を選定するにあたって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を示し、応募者が行う提案について、具体的な指針を与えるものである。

2. 選定の方法

選定の方法は、本事業の特性を踏まえ、価格のほかに、施設の性能、機能、技術等の提案及び事業の効率性への配慮等を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザルとする。

本事業は、施設の基幹的設備改良工事に係る設計・施工及び長期包括運営事業の各業務を実施するため、本事業を実施する民間事業者の事業遂行能力及び見積額を総合的に評価し選定する。

3. 優先交渉権者決定までの流れ

参加資格審査を経た応募者から技術審査に向けて提出される「技術提案書・見積書」を審査・評価する。

技術審査は「提案内容の得点化（非価格面の審査）」及び「提案価格の得点化（価格面の審査）」で構成され、「忠岡町クリーンセンター整備運営委員会」（以下「運営委員会」という。）が以下の実施事項に基づいて提案内容を審査・評価し、その結果を踏まえ、本町が優先交渉権者を決定する。

1) 提案内容に関するヒアリング

定量化審査にあたり、改善後の提案書の内容について応募者から説明を受ける場を設ける。

2) 運営委員会における提案内容の審査

運営委員会は、次の方法により提案内容の定量化を行い、最優秀提案を選定する。なお、運営委員会は非公開とする。

(1) 提案内容の得点化（非価格面の審査）

改善後の提案書に記載された内容について、審査項目ごとに評価し得点化する。

(2) 提案価格の得点化（価格面の審査）

見積書に記載された提案価格について、予算額の範囲内であることを確認した上で、算定式に基づいて得点化する。

(3) 総合得点の算出

「提案内容の得点化（非価格面の審査）」及び「提案価格の得点化（価格面の審査）」により算出されたそれぞれの得点を合計し、総合得点を算出する。

(4) 最優秀提案の選定

総合得点で最高点を得た提案を最優秀提案として選定する。

3) 優先交渉権者の決定

本町は、技術審査において選定された最優秀提案の応募者を優先交渉権者として決定する。また、技術審査において得点の高いものから順にその応募者を次点交渉権者とする。

4. 提案書及び見積書の審査方法

1) 定量化審査の基本方針

本事業の目的を実現する上で必要な事項を審査項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案を選定する。

2) 審査項目及び配点

審査項目及び配点については、次のとおりとする。

審査項目	配点
提案内容に関する事項	70 点
提案価格に関する事項	30 点
総合得点（合計）	100 点

3) 提案内容に関する事項の得点化方法

(1) 得点化の方法

提案内容について、下表の「評価のポイント」に示す審査項目ごとに評価段階に基づく 5 段階評価を行い、各審査項目（小項目）の配点に評価段階に応じた評価率を乗じて算出される小数点以下第 1 位までの値を得点とする。

表 評価のポイント

評価項目		評価のポイント	配点	
本事業全体に関する項目	本事業の効率的な実施に関する事項	事業期間中に、工事請負事業者、運営事業者それぞれが担うべき役割について、十分理解しているか。	7	14
	本事業の円滑な実施に関する事項	事業を円滑に進めるうえで留意すべき点を把握したうえで、工事請負事業者、運営事業者間の連絡調整事項や方法が適切なものとなっているか。	7	
基幹的設備改良工事に関する項目	燃焼条件、公害防止基準に関する事項	改良工事後の燃焼条件、公害防止基準を遵守するために、設計・施工上で留意すべき点を把握し、有効な対応策が提案されているか。	7	21
	処理の安定性確保・維持管理性の向上に関する事項	維持管理性を向上させるとともに、長期包括運営事業費の抑制も視野に入れた方策が提案されているか。	7	
	工程管理に関する事項	搬入されるごみの処理と、焼却灰等の搬出を継続しながら、工事を実施するための妥当な工程が提案されているか。	7	
長期包括運営事業に関する項目	運営管理の基本方針に関する事項	運営管理に必要な財政負担を極力縮減し、経年的な変動を極力平準化する具体的な運営管理が提案されているか。	7	35
	管理運営体制に関する事項	安全性及び安定性の確保を実現するための管理体制をもって、30年以上経過している施設を適切に運転していくための確かな技術力が提案されているか。	7	
	公害防止基準の遵守に関する事項	適切な運転管理を継続するために、公害防止基準の遵守、ダイオキシン類の排出抑制に配慮した適切な方策が提案されているか。	7	
	変動への対応に関する事項	搬入されるごみ量・ごみ質の変動に対応し、継続的かつ安定的に処理していくための最適な運転方法が提案されているか。	7	
	各業務に関する事項	施設の内容を十分理解したうえで、適切な運転計画のもと、要求水準書に示す各業務について具体的かつ適切な方策が提案されているか。	7	
合 計			70	

(2) 評価段階、評価基準及び得点化方法

評価段階、評価基準及び得点化方法は次のとおりとする。

評価段階	評価基準	得点化方法 (配点×評価率)
A	当該評価項目において、要求水準を超える応募者独自の実現可能な優れた提案があり、非常に大きな効果が期待できる。	配点×1.00
B	当該評価項目において、要求水準を的確に理解し具体的・現実的な提案が記載され、大きな効果が期待できる。	配点×0.80
C	当該評価項目において、要求水準を理解した提案が認められ、一定の効果が期待される。	配点×0.60
D	当該評価項目において、要求水準に対して最低限の提案しか認められず、効果はあまり期待できない。	配点×0.30
E	当該評価項目において、要求水準が充分理解されておらず、提案された内容では効果が期待できない。または、要求した項目に対応した提案がなされていない。	配点×0.00

4) 提案価格に関する事項の得点化方法

見積書に記載された提案金額について、次の算定式に基づいて算出される小数点以下第2位までの値（小数点以下第3位の値を四捨五入）を得点とする。

(算定式)

提案価格得点 = (最低提案金額 ÷ 応募者の提案金額) × 30 点

※最低提案金額：応募者の提案金額のうち、最も低い提案金額

ただし、見積書に記載された提案金額が予算額の範囲内であっても、提案価格の内訳として記載された基幹的設備改良工事費及び長期包括運営事業費のいずれか一方又は両方が、本事業の予算額（基幹的設備改良工事費：〔 千円〕 [消費税及び地方消費税の額を含まない金額]、長期包括運営事業費：〔 千円〕 [消費税及び地方消費税の額を含まない金額]）を超える場合は、提案自体を受け付けず、当該応募者は失格とする。